

教第297号

務第806号

学第152号

平成17年3月25日

一部改正 平成22年3月24日付け教第268号ほか

一部改正 平成23年3月11日付け教第258号ほか

一部改正 平成24年3月5日付け教第192号ほか

一部改正 平成25年3月18日付け教第233号ほか

一部改正 平成26年3月25日付け教第277号ほか

一部改正 平成28年9月1日付け教第1169号ほか

一部改正 平成29年2月6日付け教第104号ほか

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察採用時教養実施要綱の制定について

新たに採用された巡査に対する採用時教養については、「岐阜県警察採用時教養実施要綱の制定について（通達）」（平成13年7月27日付け教第392号ほか。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、新規採用警察官の効果的・効率的育成、地域警察官としての捜査実務能力の向上、現場執行力の強化等のため、別添のとおり「岐阜県警察採用時教養実施要綱」を新たに制定し、平成17年4月1日以降に採用された巡査に対して実施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

なお、旧通達は、平成16年度末までに採用された巡査に対する採用時教養が修了する平成17年12月末日をもって廃止する。

別添（改正全文）

岐阜県警察採用時教養実施要綱

第1 趣旨

採用時教養においては、新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性を育むとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識及び技能の確実な修得並びに体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成するものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

1 初任教養

新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

2 初任科

警察学校において初任教養を行うための課程をいう。

3 職場実習

初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

4 初任補修教養

職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。

5 初任補修科

警察学校において初任補修教養を行うための課程をいう。

6 実戦実習

初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

7 実習生

職場実習又は実戦実習を受ける巡査をいう。

8 短期課程

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の卒業生（短期大学の卒業者を除く。）を対象とし、教養期間を15か月とする課程をいう。

9 長期課程

短期課程の対象者以外の者を対象とし、教養期間を21か月とする課程をいう。

第3 編成等

1 採用時教養の編成及び期間

採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成するものとし、その教養の推進に当たっては、相互の関連性に配慮して教養の一貫性の確保に努めるものとし、教養期間は以下のとおりとする。

なお、警察本部長が特に必要があると認める場合は、職場実習を4月採用短期

課程及び長期課程で5週間、10月採用短期課程で7週間までの間延長することができるものとする。ただし、この場合延長した日数分を、実戦実習の期間から差し引くものとする。

(1) 長期課程

初任科10か月、職場実習3か月、初任補修科3か月及び実戦実習5か月とする。

(2) 短期課程

初任科6か月、職場実習3か月、初任補修科2か月及び実戦実習4か月とする。

2 初任総合検討会

実戦実習修了に際して、警察学校又は警察本部において、初任総合検討会を行い、修得状況の確認、今後の指導方法等を検討し、これをもって採用時教養を修了するものとする。

第4 初任教養及び初任補修教養

1 教科課程等

(1) 教科課程

ア 課程の構成

(ア) 初任科

- a 在学期間は、長期課程44週、短期課程26週とする。
- b 前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養い、体力・気力の錬成を図るものとする。
- c 後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、人間性豊かな人格形成を図るとともに、専門的な法学並びに地域警察活動の基本となる知識及び技能を修得させ、あわせて体力・気力の一層の充実を図るものとする。

(イ) 初任補修科

- a 在学期間は、長期課程12週、短期課程9週とする。
- b 地域警察官として独り立ちできるよう豊かな人間性の錬磨と職務倫理の基本の定着化を図るとともに、専門的な法学並びに地域警察活動の基本となる知識及び技能を総合的に発展進化させ、あわせて体力・気力の一層の充実を図るものとする。

イ 授業時間

授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

(ア) 初任科

- a 長期課程は、40週行うこととし、総授業時限数は800時限とする。

b 短期課程は、24 週行うこととし、総授業時限数は 480 時限とする。

(イ) 初任補修科

a 長期課程は、11 週と 2 日行うこととし、総授業時限数は 228 時限とする。

b 短期課程は、8 週と 2 日行うこととし、総授業時限数は 168 時限とする。

ウ 教授科目及び要目

初任科及び初任補修科の教授科目及び要目並びにその科目ごとの時限数は、別表 1「岐阜県警察学校初任科・初任補修科教科課程（長期課程）」及び別表 2「岐阜県警察学校初任科・初任補修科教科課程（短期課程）」のとおりとする。

(2) 学級編成等

学級編成は、おおむね 40 人の学生をもって 1 学級とし、各学級に担任教官を配置するものとする。

(3) 教授細目

教授細目は、警察庁長官官房人事課長の定める初任科・初任補修科教科課程教授細目（類目）基準等に従って、別に定めるものとする。

(4) 授業計画

警察学校長（以下「校長」という。）は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。

(5) 教養実施上の留意事項

ア 各教科の授業内容については、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成並びに地域警察官として必要な知識及び技能の確実な修得を図るものとする。

イ 教官は、常に教授方法の工夫及び改善に努め、授業の内容と進度に応じた具体的かつ理解しやすいものとするとともに、学習の動機付けに配慮し、実践的な教養を推進するものとする。

ウ 教官は、授業に当たって講義要点をあらかじめ整理の上、学生の資質及び能力を踏まえた教養を行うとともに、学生の理解度を把握し、全体の知識及び技能の水準を高めるよう配慮するものとする。

エ 部内外の講師に対しては、授業の目標、内容、重点等を説明して講義を依頼するなど、授業内容等に関して緊密な連絡をとるものとする。

2 教科外活動

(1) 目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、体力・気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官とし

ての資質を養うことを目的とする。

(2) 構成

教科外活動は、起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯の諸活動とし、日朝活動（起床から授業開始まで）、特別活動（教科終了から執務時間（岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年岐阜県警察訓令第10号）第3条第2項第1号の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）終了まで）及び日夕活動（執務時間終了後就寝まで）をもって構成する。

(3) 教科外活動指導上の留意事項

ア 教科外活動は、学校における統一した指導方針の下に、計画的に行うものとし、その運営は、学生の自主自律によることを原則とするものとする。

イ 教科外活動を効果的に推進するため、全教官が一体となって指導に当たるとともに、常に、指導内容及び方法に工夫、改善を加えるよう努めるものとする。

ウ 学生の指導に当たっては、青年警察官の特性をよく理解し、個性の把握に努め、愛情と熱意をもって学生に接するとともに、率先垂範による指導に努めるものとする。

第5 職場実習及び実戦実習

1 教養体制

(1) 警察署に教養担当者、教養指導者及び実習指導員を置き、真に実効のある実習を行うものとする。

(2) 警察署長（以下「署長」という。）は、副署長又は次長（以下「副署長等」という。）を教養担当者に、実習に係る業務を担当する課の課長を教養指導者に、地域係（地域以外の業務の実習期間中は、当該業務を担当する係）の警部補以下の階級にある者を実習指導員に指定するものとする。

(3) 教養担当者及び教養指導者の任務

ア 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、職場実習及び実戦実習の効果的な推進を図るものとする。

イ 教養指導者は、実習指導員を指揮し、職場実習及び実戦実習を計画的に推進するものとする。

2 目的等

(1) 職場実習

ア 実習目的

(ア) 地域実習については、実習指導員の同行指導その他の指導により、地域勤務の基本を修得させる。

(イ) 捜査実習については、実習指導員の指導により、基本的捜査実務能力を

修得させる。

イ 実習方法等

- (ア) 教養指導者は、実習指導員及び実習生と接して、常に、職場実習の状況及び進捗を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。
- (イ) 実習指導員は、実習生と勤務を共にし、職務を通じ必要な指導教養を行うものとする。
- (ウ) 実習生は、職場実習の状況及び進捗を常に把握するとともに、積極的に教養指導者又は実習指導員から指導を受けるものとする。

(2) 実戦実習

ア 実習目的

実習指導員の指導及び管理の下、実習生の独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務を習熟させ、採用時教養修了後の本格的実務への移行に対応し得る能力を修得させる。

イ 実習方法等

- (ア) 教養指導者は、実習指導員及び実習生と接して、常に、実戦実習の状況及び進捗を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。
- (イ) 実習指導員は、その管理及び指導の下、実習生に対して、独力による勤務を行わせるものとする。
なお、実習生の能力、修得状況等を勘案して、同行指導等による補強教養を行うものとする。
- (ウ) 実習生は、実戦実習の状況及び進捗を常に把握するとともに、積極的に教養指導者又は実習指導員から指導を受けるものとする。

3 期間

(1) 職場実習

長期課程、短期課程共に、地域実習をおおむね2か月、捜査実習をおおむね1か月とする。

(2) 実戦実習

長期課程はおおむね5か月、短期課程はおおむね4か月とする。

4 実習先

職場実習、実戦実習共に、原則として、警察署及び交番とする。

第6 教養の適正な管理

1 校長及び署長の役割

(1) 校長の役割

ア 校長は、初任科生及び初任補修科生（以下「初任科生等」という。）について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

なお、初任補修科生については、配置先の署長と連携を図るものとする。

イ 校長は、試験その他の方法により、初任教養及び初任補修教養（以下「初任教養等」という。）における教養の効果を測定し、その結果を授業内容に反映させるとともに、教養効果の測定結果を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に通知するものとする。

ウ 試験の実施に当たっては、初任教養等において身に付けるべき実務上の知識、判断力及び応用力を的確に試す問題を出題するとともに、問題の作成から採点までの事務を厳正に管理するなど、公正な試験の実施に万全を期するものとする。

エ 校長は、初任科生等の教養修得状況を署長にきめ細かく連絡するものとする。

オ 校長は、署長に対し、初任教養等に関する意見等を求めるとともに、警務部教養課長との協議の結果、採用すべきものと認めた意見等については、これを速やかに授業計画等に反映させるものとする。

(2) 署長の役割

ア 署長は、校長と連携を図りながら、実習生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配慮するものとする。

イ 署長は、校長から(1)オによる意見等を求められたときは、管内治安情勢、実習生の実習実施状況等を勘案し、校長が初任教養等を効果的に実施する上で参考となる意見等を述べるものとする。

2 教養管理資料の作成等

(1) 校長は初任科生等について、署長は実習生について、採用時教養の実施に当たり、指導カード（A）（別記様式1号）、指導カード（B）（別記様式2号）及び指導カード補足資料（別記様式3号）（以下「教養管理資料」という。）を作成し、採用時教養の資料として活用するものとする。

(2) 校長は、初任科生等について作成した教養管理資料を署長に、初任補修科生について作成した教養管理資料を警務課長に、それぞれ通知するものとする。

(3) 署長は、実習生について作成した教養管理資料を校長に通知するものとする。

第7 その他

1 新たに採用された巡査については、採用時教養が修了するまで、部門別任用科等への入校下命、地域部門以外の部門への配置を行わないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成17年3月25日付け教第297号ほか）

この要綱は、平成17年4月1日から運用する。

附 則（平成22年3月24日付け教第268号ほか）

この要綱は、平成22年4月1日から運用する。

附 則（平成23年3月11日付け教第258号ほか）
この要綱は、平成23年4月1日から運用する。

附 則（平成24年3月5日付け教第192号ほか）
この要綱は、平成24年4月1日から運用する。

附 則（平成25年3月18日付け教第233号ほか）
この要綱は、平成25年4月1日から運用する。

附 則（平成26年3月25日付け教第277号ほか）
この要綱は、平成26年4月1日から運用する。

附 則（平成28年9月1日付け教第1169号ほか）
この要綱は、平成28年9月1日から運用する。

附 則（平成29年2月6日付け教第104号ほか）
この要綱は、平成29年4月1日から運用する。

※別記様式省略

別表1

岐阜県警察学校初任科・初任補修科教科課程(長期課程)

教授種目	教授科目	教授要目	初任科	初任補修科	計
職務倫理	職務倫理	(1) 訓育等	52	7	59
		(2) 警察改革			
		(3) 警察官に求められる基本的心構え			
		(4) 警察官としての職務倫理の基本			
		(5) 社会見学			
	小計	52	7	59	
法 学	法学	(1) 憲法・警察行政法	102	14	116
		(2) 刑法			
		(3) 刑事訴訟法			
		(4) 民法			
		(5) 法学概論			
	小計	102	14	116	
基本実務	1 社会	(1) 社会	58	8	66
		(2) 対話と報告			
	2 地域警察活動 (生活安全)	(1) 生活安全警察総論	27	13	40
		(2) 防犯活動			
		(3) 人身安全関連事案への対応			
		(4) 警備業、古物営業、質屋営業、探偵業			
		(5) サイバー犯罪対策			
		(6) 保護・行方不明者の発見活動			
		(7) 少年警察活動			
		(8) 風俗環境の浄化			
		(9) 不法就労外国人に係る雇用関係事犯の取締り			
		(10) 生活経済事犯の取締り			
		(11) その他特別法令等違反の取締り			
		(12) 銃砲刀剣類の種別と規制・火薬類の規制			
	3 地域警察活動 (地域)	(1) 警察官の服務	64	7	71
		(2) 受傷事故防止			
(3) 心の健康づくり					
(4) 相談業務					
(5) 犯罪被害者支援					
(6) 留置管理業務					
(7) 地域警察勤務の概要					
(8) 交番及び駐在所勤務					
(9) 地域警察の警戒活動					
(10) 通信指令及び無線通話					
(11) 市民との良好な関係の保持					
(12) 地域警察活動演習					
4 地域警察活動 (捜査)	(1) 犯罪捜査の基本	67	74	141	
	(2) 被害届、告訴、告発及び自首の取扱い				
	(3) 臨場及び現場鑑識				
	(4) 実況見分調書及び領置調書の作成				
	(5) 緊急重要事件・事故の措置				
	(6) 逮捕及び逮捕手続書				
	(7) 取調べ及び供述調書				
	(8) 捜査活動の方法				
	(9) 捜査情報の収集と捜査報告書				
	(10) 捜査実務				
	(11) 組織犯罪対策				
	(12) 指掌紋				
	(13) 足痕跡				
	(14) 写真				
	(15) その他の鑑識等				
	(16) 捜査書類等の作成要領				

教授種目	教授科目	教授要目	初任科	初任補修科	計
基本実務	4 地域警察活動 (捜査)	(17) 捜査実務能力検定			
		(18) 鑑識技能検定			
	5 地域警察活動 (交通)	(1) 交通警察活動の基本	48	8	56
		(2) 交通警察実務に必要な基礎知識			
		(3) 交通規制と交通安全施設等			
		(4) 交通指導取締り			
		(5) 交通事故事件の捜査要領			
		(6) 運転者対策			
		(7) 交通警察活動演習			
	6 地域警察活動 (警備)	(1) 警備警察の意義	30	23	53
		(2) 共産主義運動			
		(3) 大衆・労働運動			
		(4) 極左暴力集団			
(5) 特殊組織犯罪					
(6) 右翼運動					
(7) 外事警察					
(8) 国際テロ					
(9) サイバー攻撃					
(10) 警衛・警護					
(11) 治安・災害警備					
(12) 警備警察活動					
7 地域警察活動 (情報通信)	(1) 警察の情報通信	13	0	13	
	(2) 無線従事者に必要な基礎知識				
8 地域警察活動 (現場対応措置)	実戦的総合訓練	11	13	24	
9 実務研修	実務研修	24	0	24	
小 計		341	146	487	
体 育 ・ 術 科	1 体育	体育	16	3	19
	2 術科	(1) 術科概論	191	41	232
		(2) 点検・礼式及び教練			
		(3) 柔道			
		(4) 剣道			
		(5) 逮捕術			
		(6) 拳銃			
		(7) 救急法			
小 計		207	44	251	
その他	諸行事等	(1) 学校行事	97	17	114
		(2) 試験			
		(3) 補充調整			
	小 計		97	17	114
合 計		800	228	1,028	

注 柔道・剣道は、選択科目である。

別表2

岐阜県警察学校初任科・初任補修科教科課程(短期課程)

教授種目	教授科目	教授要目	初任科	初任補修科	計
職務倫理	職務倫理	(1) 訓育等	27	7	34
		(2) 警察改革			
		(3) 警察官に求められる基本的心構え			
		(4) 警察官としての職務倫理の基本			
		(5) 社会見学			
	小計	27	7	34	
法 学	法学	(1) 憲法・警察行政法	51	10	61
		(2) 刑法			
		(3) 刑事訴訟法			
		(4) 民法			
		小計			
基本実務	1 社会	(1) 社会	11	3	14
		(2) 対話と報告			
	2 地域警察活動 (生活安全)	(1) 生活安全警察総論	22	8	30
		(2) 防犯活動			
		(3) 人身安全関連事案への対応			
		(4) 警備業、古物営業、質屋営業、探偵業			
		(5) サイバー犯罪対策			
		(6) 保護・行方不明者の発見活動			
		(7) 少年警察活動			
		(8) 風俗環境の浄化			
		(9) 不法就労外国人に係る雇用関係事犯の取締り			
		(10) 生活経済事犯の取締り			
		(11) その他特別法令等違反の取締り			
		(12) 銃砲刀剣類の種別と規制・火薬類の規制			
	3 地域警察活動 (地域)	(1) 警察官の服務	50	6	56
(2) 受傷事故防止					
(3) 心の健康づくり					
(4) 相談業務					
(5) 犯罪被害者支援					
(6) 留置管理業務					
(7) 地域警察勤務の概要					
(8) 交番及び駐在所勤務					
(9) 地域警察の警戒活動					
(10) 通信指令及び無線通話					
(11) 市民との良好な関係の保持					
(12) 地域警察活動演習					
4 地域警察活動 (捜査)	(1) 犯罪捜査の基本	49	47	96	
	(2) 被害届、告訴、告発及び自首の取扱い				
	(3) 臨場及び現場鑑識				
	(4) 実況見分調書及び領置調書の作成				
	(5) 緊急重要事件・事故の措置				
	(6) 逮捕及び逮捕手続書				
	(7) 取調べ及び供述調書				
	(8) 捜査活動の方法				
	(9) 捜査情報の収集と捜査報告書				
	(10) 捜査実務				
	(11) 組織犯罪対策				
	(12) 指掌紋				
	(13) 足痕跡				
	(14) 写真				
	(15) その他の鑑識等				
	(16) 捜査書類等の作成要領				
教授種目	教授科目	教授要目	初任科	初任補修科	計

基本実務	4 地域警察活動 (捜査)	(17) 捜査実務能力検定			
		(18) 鑑識技能検定			
	5 地域警察活動 (交通)	(1) 交通警察活動の基本	41	6	47
		(2) 交通警察実務に必要な基礎知識			
		(3) 交通規制と交通安全施設等			
		(4) 交通指導取締り			
		(5) 交通事故事件の捜査要領			
		(6) 運転者対策			
		(7) 交通警察活動演習			
	6 地域警察活動 (警備)	(1) 警備警察の意義	20	17	37
(2) 共産主義運動					
(3) 大衆・労働運動					
(4) 極左暴力集団					
(5) 特殊組織犯罪					
(6) 右翼運動					
(7) 外事警察					
(8) 国際テロ					
(9) サイバー攻撃					
(10) 警衛・警護					
(11) 治安・災害警備					
(12) 警備警察活動					
7 地域警察活動 (情報通信)	(1) 警察の情報通信	13	0	13	
	(2) 無線従事者に必要な基礎知識				
8 地域警察活動 (現場対応措置)	実戦的総合訓練	6	9	15	
9 実務研修	実務研修	20	0	20	
		小 計	231	96	327
体 育 ・ 術 科	1 体育	体育	10	3	13
	2 術科	(1) 術科概論	132	36	168
		(2) 点検・礼式及び教練			
		(3) 柔道			
		(4) 剣道			
		(5) 逮捕術			
		(6) 拳銃			
		(7) 救急法			
		小 計	142	39	181
その他	諸行事等	(1) 学校行事	28	16	44
		(2) 試験			
		(3) 補充調整			
			小 計	28	16
		合 計	480	168	648

注 柔道・剣道は、選択科目である。